

未来を見据えて

空き家

を管理しよう

少子高齢化や人口減少の影響で、全国的に空き家が増加しています。放置された空き家が地域の景観や環境、防災に大きな影響を及ぼすなど問題となっています。



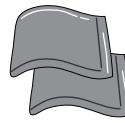
管理を怠ると発生する問題

空き家は正しく管理をしないとすぐに劣化します。
放置すると近隣住民の生活環境に支障をきたします。

雑草が生い茂り
景観が悪化



瓦の飛散



不審者の侵入



空き家敷地内
への不法投棄



植木が敷地外
へ伸びている



放火の危険性



空き家の管理は「所有者の責任」です。

所有者（管理者）の不十分な管理により近隣の住民や隣接する建物に損害を与えた場合、**損害賠償を請求される**場合があります。



また、市町村から助言・指導・勧告・命令・代執行の措置が講じられ、勧告を無視すると固定資産税などの**納付税額が高くなる**場合があります。



～空き家で損をしないために～

家の将来について家族で話し合い、早めに対策を講じておくことが家族の安心と資産保護につながります。

正しく管理をしよう

▶ 使用予定がある場合

【理想的な管理の目安】

- 外観点検や換気は月1回以上
- 草刈りは年3回程度
- 大雨や台風、地震の後にも点検

こんなサービスもあるよ！

空き家管理サービス
外観目視点検
(多可町ふるさと納税)



売却・賃貸を検討しよう

▶ 使用予定がない場合

空き家バンク

空き家の有効活用を促進するために、空き家を探している方と
空き家を所有している方の縁結びの場としてホームページで
公開しています。



窓口：多可町役場 定住推進課
受付時間：平日（8:30～17:15）
住所：多可町中区中村町123
電話：0795-32-4776
E-mail：teijyu@town.taka.lg.jp

専門家に相談しよう

ひょうご空き家対策フォーラム

宅地建物取引業協会や弁護士会などの専門家が、空き家に関する
様々な問題で悩んでいる人たちの相談を受け付けています。

電話：078-325-1021 受付：平日（9時～12時・13時～17時）

困った空き家の相談は…

多可町 定住推進課 空き家担当

電話：0795-32-4776 E-mail：teijyu@town.taka.lg.jp